第４号様式（第８条関係）

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

京都市山科区長

（担当：地域力推進室企画担当）

山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金不交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった山科まちづくりチャレンジ応援事業補助金について、不交付とすることを決定しましたので通知します。

（不交付の理由）

|  |
| --- |
|  |

（教示）

１　審査請求について

　　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

　　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の日の翌日から１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　取消訴訟について

　　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内に、京都市を被告として提起することができます。

　　ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。